c)配管接続部の変形、腐食、損傷等の有無

d)配管固定部の変形、腐食、損傷等の有無

e)各弁類の作動確認

f)防虫網の目詰まり、腐食、損傷等の有無

第３８条 清掃作業内容

清掃は年間使用の汚物ポンプ桝・排水槽（前条の表中※印あり）については６ヶ月毎に１回（２回／年）行い、冬季間休止の汚物ポンプ桝（前条の表中※印なし）については年１回行う。

１．一般事項

①除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意する。

②清掃に薬品を用いる場合には、終末処理場の機能を阻害することのないよう留意する。

２．清掃作業

①桝内の汚水及び残留物質を桝外に排除する。

②流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ消毒等を行う。

③清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令に基づき、適切に処理する。

④清掃終了後、桝内の健全性を確認する。

第３９条 作成書類

事業者は、別紙－５「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

１．業務計画書（工程表含む）

２．点検報告書

３．業務打合簿

４．その他調査職員等が指示する書類

第４編　給水施設維持管理

第１章　共通事項

第４０条 管理水準

事業者は、公園内の給水施設を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第４１条 対象施設

園内の給水施設

（別添－２７「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備（位置図）」参照。）

第４２条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

１）水道設備保守点検

２）水景施設保守点検

第２章　水道設備保守点検

第４３条 水道設備保守点検

渓流ゾーン外の水道設備を常に安全かつ良好に維持するためシーズンオフ時に保守点検（主に水抜き作業）を実施する。その他の園内施設についても、適宜水道設備の点検を実施する。

第４４条 水抜き対象施設

	水抜き装置	小便器	ハイタンク	感知FV式小便器	FV式和風大便器	FV式洋風便器	洗面器	洗面器自動水栓	手洗器	汚物流し	掃除流し	外部水飲台等
【 渓流ゾーン 】												
渓流園便所	Ｄバルブ			2		3		4			1	
渓流園多目的便所	Ｄバルブ			1		1		1	1			
アシリベツの滝便所	Ｄバルブ			2		3		4			1	
アシリベツの滝多目的便所	Ｄバルブ			1		1		1	1			
作業センター横便所	Ｄバルブ			2		3		4			1	
作業センター横多目的便所	Ｄバルブ			1		1		1	1			
炊事遠足広場便所	Ｄバルブ	3	1		3	1	4				1	
鱒見口便所	Ｄバルブ			3		5		5	1		1	
鱒見の滝便所	Ｄバルブ			2		3		4			1	
鱒見の滝多目的便所	Ｄバルブ			1		1		1	1			
【 中心ゾーン 】												
さまよいの洞窟便所	Ｄバルブ			4		7		5			1	1
うねりの大地便所	Ｄバルブ			3		6		5			1	1
天文台	Ｄバルブ	1				3	3				1	1
【 滝野の森ゾーン 】												
みずなら広場便所	Ｄバルブ			3		4		4	1	1	1	
はるにれ広場便所	Ｄバルブ			3		4		4	1	1	1	

第４５条 水抜き作業内容

各施設の水抜き作業と下記の作業を行う。

１．大便器及び小便器のフラッシュバルブ管内、小便器ハイタンクや多目的用洗面器自動水栓の電磁弁内の残水除去とゴムパッキン類のグリス養生。

２．排水トラップ内の不凍液注入。

３．外部水飲み台等の配管内残水の除去。

第４６条 作成書類

事業者は、別紙－５「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

１．業務計画書（工程表含む）

２．点検報告書

３．業務打合簿

４．その他調査職員等が指示する書類

第３章　水景施設保守点検

第４７条 水景施設保守点検

「中央口水景施設」、「こどもの谷水景施設」、「あり塚の塔神秘の泉循環施設」及び「大地の広場・さまよいの洞窟噴霧施設」のポンプ、ろ過機等の機器類を常に安全かつ良好に維持するためシーズンオン点検、シーズン中間点検、シーズンオフ点検を実施する。

第４８条 作業内容(中央口水景施設)

１．中央口B棟ポンプピット清掃

①シーズンオン時に中央口B棟ポンプピット内を高圧洗浄する。

２．シーズンオン／中間／オフ点検・・・共通項目

①下記の設備についてブレーカーと3Eリレーのブレーカーテストを行う。

a)あしりべつの滝用ポンプ
b)しらほの滝用ポンプ
c)ますみの滝用ポンプ
d)ふろうの滝用ポンプ
e)ＮＯ．１ろ過機用ポンプ
f)ＮＯ．２ろ過機用ポンプ
g)中央口広場ろ過機用制御盤
h)まきばのせせらぎ水路動力盤
i)給水電磁弁
j)制御電源
k)機器電源主幹
l)盤内付属電源

②下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。

a)ろ過機ブロワーA
b)ろ過機ブロワーB
c)ろ過機コンプレッサーA
d)ろ過機コンプレッサーB
e)ろ過機滅菌機A
f)ろ過機滅菌機B
g)まきばのせせらぎ水路水中ポンプ
h)花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ
i)花人の隠れ家せせらぎ及び池噴霧電磁弁
j)補給水電磁弁

③下記のポンプについて電流の測定、絶縁抵抗測定、外観点検、振動、異音、漏水のチェックを行う。

a)あしりべつの滝用ポンプ

b)しらほの滝用ポンプ
c)ますみの滝用ポンプ
d)ふろうの滝用ポンプ
e)ＮＯ．１ろ過機用ポンプ
f)ＮＯ．２ろ過機用ポンプ
g)まきばのせせらぎ水路用ポンプ
h)花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ

④下記のろ過機について外観点検、漏水、ホースバンド締付、コンプレッサー／ブロワー／紫外線ランプの電流及び絶縁抵抗測定を行う。
また紫外線ランプについては運転時間の計測も行う。
a)ろ過機A
b)ろ過機B

⑤動作確認
下記項目について動作確認を行う。
a)中央口B棟ポンプピット‥渇水ポンプ停止、補給水ON／OFF、排水電動弁動作確認
b)花人の隠れ家池ポンプピット…渇水ポンプ停止、補給水ON／OFF
c)ろ過機A、ろ過機B・・・通常ろ過運転、逆洗運転テストボタン始動・タイマー始動／異常水位始動

３．シーズンオン／オフ バルブ操作
①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。
【バルブ数量内訳　中央池周辺…33ケ所】
・チャツキバイパス弁……7ケ所
・ポンプピット排水弁……1ケ所
・導水管バタフライ弁……1ケ所
・滝ピット排水弁……3ケ所
・池排水用掃除口……12ケ所
・ろ過機水抜き弁……2ケ所
・ろ過機用流量調整弁……2ケ所
・アシリベツ滝上池排水弁……1ケ所
・まきばのせせらぎ水路排水弁……2ケ所
・まきばのせせらぎ水路補給水用水抜栓……2ケ所
【バルブ数量内訳　花人の隠れ家周辺…4ケ所】
・チャツキバイパス弁……1ケ所
・ポンプピット排水弁……1ケ所
・配管内水抜弁……1ケ所
・給水用水抜栓……1ケ所

4．シーズンオン 中間タイマー設定

①下記の設備についてタイマーの設定を行う。

a)あしりべつ、しらほ、ますみ、ふろうの滝ポンプ

b)ろ過機A／B運転、ろ過機A／B逆洗モード

c)花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ

5．シーズンオフ ろ材洗浄

①ろ材の洗浄を行う。

第４９条 作業内容(こどもの谷水景施設)

1．シーズンオン／中間／オフ点検・・・共通項目

①下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。

a)森のせせらぎ用循環ポンプ

b)森のせせらぎ用ろ過ポンプ

c)ろ過機用コンプレッサー

d)ろ過機用ブロワー

e)ろ過機用滅菌機

f)除藻装置

g)保守・点検用コンセント

h)操作電源

i)森の池用循環ポンプ

②下記のポンプについて電流の測定、絶縁抵抗測定、外観点検、振動、異音、漏水のチェックを行う。

a)森のせせらぎ水路用循環ポンプ

b)森のせせらぎ水路用ろ過ポンプ

c)森の池用循環ポンプ

③ろ過機の外観点検、漏水、ホースバンド締付、コンプレッサー／ブロワー／紫外線ランプの電流及び絶縁抵抗測定を行う。

また紫外線ランプについては運転時間の計測も行う。

④除藻装置の電極の消耗量、汚れ、電流の測定、銅イオン濃度の測定を行う。

⑤動作確認

下記項目について動作確認を行う。

a)森のせせらぎ水路ポンプピット・・渇水ポンプ停止、補給水ON／OFF

b)森の池ポンプピット・・渇水ポンプ停止、補給水ON／OFF

２．シーズンオン／オフ バルブ操作

①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。

【バルブ数量内訳　森の池…12ケ所】

・アングルバイパス弁……5ケ所

・チャツキバイパス弁……1ケ所

・ポンプピット排水及び循環弁……2ケ所

・プール排水弁……1ケ所

・プール及び森の池手動給水弁……2ケ所

・給水用水抜栓……1ケ所

【バルブ数量内訳　森のせせらぎ水路…6ケ所】

・チャツキバイパス弁……2ケ所

・ポンプピット排水及び循環弁……2ケ所

・池排水弁……1ケ所

・導水管ゲート弁……1ケ所

３．シーズンオン 中間タイマー設定

①下記の設備についてタイマー設定を行う。

a)森のせせらぎ水路循環ポンプ、ろ過ポンプ、ろ過機逆洗モード

b)森の池循環ポンプ

第５０条 作業内容(あり塚の塔神秘の泉循環施設)

１．シーズンオン／中間／オフ点検・・・共通項目

①下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。

a)循環ポンプ

b)補給水ポンプ

c)排水ポンプ

d)計装盤

e)動力盤

②下記のポンプについて電流の測定、絶縁抵抗測定、外観点検、振動、異音、漏水のチェックを行う。

a)循環ポンプ

b)補給水ポンプ

c)排水ポンプ

③動作確認

下記項目について動作確認を行う。

a)受水槽・・補給水ON／OFF

b)各ポンプの自動運転

④その他の確認

下記項目について確認を行う。

a)受水槽内の外観、漏水及び清掃状況確認

b)配管類等システム全体の外観及び漏水確認

２．シーズンオン／オフ バルブ操作

①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。

【バルブ数量内訳　…10ケ所】

・受水槽排水弁……1ケ所

・配管水抜弁……6ケ所

・給水水抜栓……1ケ所

・ポンプドレン弁……2ケ所

３．シーズンオン 中間タイマー設定

①下記の設備についてタイマー設定を行う。

a)循環ポンプ

第５１条 作業内容(大地の広場・さまよいの洞窟噴霧施設)

１．オープン作業／中間点検作業／クローズ作業・・・共通項目

①下記のパワーユニット設備について絶縁測定、オイルチェック、ベルトチェック、ポンプチェックを行う。

a)大地の広場用ミクロ噴霧パワーユニット

b)さまよいの洞窟用ミクロ噴霧パワーユニット

②下記の設備についてノズルの詰まり、ピン曲がりの確認及びピン調整を行う。

a)大地の広場噴霧施設ノズル……49箇所

b)さまよいの洞窟噴霧施設……133箇所

２．オープン作業／中間点検作業・・・共通項目

①下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。

a)大地の広場動力制御盤

b)さまよいの洞窟動力制御盤

３．シーズンオン／オフ バルブ操作

①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。

【バルブ数量内訳　大地の広場…3ケ所】

・排水弁……1ケ所

・給水弁……1ケ所

・配管内水抜弁……1ケ所

【バルブ数量内訳　さまよいの洞窟…3ケ所】

・排水弁……1ケ所

・給水弁……1ケ所

・配管内水抜弁……1ケ所

第５２条 作成書類

事業者は、別紙－５「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

１．業務計画書（工程表含む）

２．点検報告書

３．業務打合簿

４．適合確認検査簿

５．その他調査職員等が指示する書類

第５編　その他設備維持管理等

第１章　共通事項

第５３条 管理水準

事業者は、公園内の施設を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第５４条 対象施設

園内の電気設備、電話設備、消防用設備、情報設備、給湯設備、中央管理システム（放送設備、非常呼出設備、ITV 設備、気象観測設備、駐車場管制設備)、天体望遠鏡

（別添－２７「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備（位置図)」参照。)

第５５条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

１）天体望遠鏡保守点検

第２章　天体望遠鏡保守点検

第５６条 天体望遠鏡保守点検

天体望遠鏡の機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検(清掃、注油、点検等)を実施する。

第５７条 保守点検等対象施設

設置箇所	型式
15cm屈折望遠鏡（４基)	GNR-15
30cm反射望遠鏡（１基)	GNC-30
周辺機器(パソコン)	
可動式上屋・ドーム	

第５８条 一般事項

１．保守点検作業者

保守点検は天体望遠鏡等を熟知したものが作業する。

２．測定器具及び試験器具

測定及び試験に使用する器具は、認定品及び校正された適正なものを使用し、点検の目的、内容等に合った測定及び試験の方法等を考慮し、確実な点検を行う。

第５９条 保守点検作業

１．保守点検は、事前に保守修理の履歴を確認した上で計画書を作成し、必要な点検機器等の準備をする。

２．保守点検は1 回/年行うこととし、点検月等は、調査職員等と打合せをする。

３．点検は、本編に定める点検項目について行う。

４．点検記録、保守・修理記録は適切に保管管理する。

第６０条 点検項目

１．15cm屈折望遠鏡（４基）

①光学系

a)15cm対物レンズの汚れ

b)ファインダーの汚れ

c)アイピースの汚れ

d)15cm望遠鏡の光軸

e） 15cm望遠鏡星像内外像

f） 15cm望遠鏡星像視直径

g)各望遠鏡の平行度合わせ

②機械系

a)赤径軸潤滑油点検

b)赤径軸モーター点検

c)赤径軸ウォームギアの噛合い調整

d)赤緯軸潤滑油点検

e)赤緯軸モーター点検

f)接眼部駆動機構点検

g)バランス調整

h)各部ネジの緩み点検

i)塗装点検

j)極軸セッティング点検

k)追尾精度点検

③電気ＰＣ系

a） ハンドボックスの点検

b） コネクター・コード類の点検

c） ステラナビゲーター連動の確認

④その他

周辺機器（制御装置、ディスプレイ、無停電電源装置等）についても適宜点検を行う。

２．30cm反射望遠鏡（１基）

①光学系

a)30cm主鏡表面の汚れ

b)30cm副鏡表面の汚れ

c)12.5cm対物レンズの汚れ

d)ファインダーの汚れ

e)アイピースの汚れ

f)30cm望遠鏡の光軸

g） 30cm望遠鏡星像内外像

h） 30cm望遠鏡星像視直径

i)各望遠鏡の平行度合わせ

②機械系

a)赤径軸潤滑油点検

b)赤径軸モーター点検

c)赤径軸ウォームギアの噛合い調整

d)赤緯軸潤滑油点検

e)赤緯軸モーター点検

f)副鏡駆動機構点検

g)バランス調整

h)各部ネジの緩み点検

i)塗装点検

j)極軸セッティング点検

k)追尾精度点検

③電気ＰＣ系

a) ハンドボックスの点検

b) コネクター・コード類の点検

c) ステラナビゲーター連動の確認

④その他

周辺機器（制御装置、ディスプレイ、無停電電源装置等）についても適宜点検を行う。

３．可動式上屋・ドーム

①可動式上屋

a)ラック・ピニオン・ベアリング部の確認・調整

b)オーバースライダー動作確認

c)給電トロリー部確認

d)シーケンサー動作確認

e)ウェザーストリップ点検（防水ゴム・隙間調整ブラシ）

f)ルーフヒーターの動作確認（ヒーター電気抵抗値測定）

g) 各ケーブルの確認（被覆・接続端子）

②可動式ドーム

a) ベアリング部の確認・調整

b)開閉扉の点検・動作確認

c) ルーフヒーターの動作確認（ヒーター電気抵抗値測定）

d) 各ケーブルの確認（被覆・接続端子）

④その他

周辺機器（操作盤等）についても適宜点検を行う。

第６１条 保守作業

点検に併せて、清掃・調整・注油・消耗品交換等の保守を実施する。保守の範囲は、以下のとおりとするが、詳細は、調査職員等と打合せをする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部分又は点検部の清掃

イ　取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

ウ　ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め

エ　接触部分、回転部分等への調整・注油

オ　軽微な損傷がある部分の補修

カ　塗装（タッチペイント）

キ　その他これらに類する軽微な作業

第６２条　作成書類

事業者は、別紙－５「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

１．業務計画書（工程表含む）

２．点検報告書

３．業務打合簿

４．その他調査職員等が指示する書類

第６編　遊具維持管理工

第１章　共通事項

第６３条 管理水準

遊具について、劣化や(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準JPFA－S:2008」の不適合によるハザードを早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な運営維持管理業務につなげるよう点検を行う。

点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

なお、遊具の点検は幼児や児童が遊具の利用者であることから、次の各号に掲げる事項に配慮して行う。

１）安全性の確保

２）機能の保持

３）美観に配慮した形姿の維持

第６４条 その他

１．点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者が利用しないよう十分な安全対策を講ずる。

２．定期点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員等へ報告する。

３．点検で異常が発見された場合、もしくは、異常の可能性がある場合は、使用禁止が妥当と判断される遊具について、業務計画書等で事前に調査職員等と打合せた手順に従い、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、公園利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて、調査職員等に速やかに連絡する。

４．点検作業は、作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」の携帯用認定証等がある場合は携帯して作業に従事する。

５．本仕様書に記載されていない事項については、 (社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準(2008)」を参考にする。

第６５条 対象施設

遊具維持修繕工の対象施設は、以下の施設とする。

（１）　森の回廊

（２）　鳥の巣デッキ

（３）　鳥の巣デッキＢ(森の回廊鳥の巣デッキ)

（４）　スイングボール

（５）　きりかぶ迷路

（６）　木材飛ばしＡ／Ｂ

（７）　光の遊具

（８）　木登りネット

（９）　森の吊橋

（１０）こかげネットＡ／Ｂ

（１１）トロッコ橋展望台前滑り台

（１２）ゆらゆらきのこ

（１３）メロディーきのこ

（１４）こもれびネット

（１５）森の隠れ家

（１６）りすの散歩路

（１７）オートリゾート滝野木製遊具※

（１８）オートリゾート滝野コンビネーション遊具※

（１９）オレンジエッグ

（２０）フワフワエッグ

（２１）マウントコニーデ

（２２）虹の巣ドーム内虹の巣ネット

（２３）ねずみのみち

（２４）ローラー滑り台

（２５）溶岩滑り台

※定期点検のみ実施。

第６６条 管理項目

遊具維持修繕工では、対象施設に対し、下記の管理を行う。

１） 定期点検（基準診断を含む。）

２） 精密点検

第６７条 用語の定義

１．「点検責任者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」あるいは、調査職員等が同等と認めたものとする。なお、「点検責任者」は、「点検担当者」以上の経験、知識及び技能を有するものであること。

２．「点検担当者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」あるいは、調査職員等が同等と認めたものとする。

３．「同等と認めた者」とは、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の受講実績等から同等の知識と技術、管理能力等があると調査職員等が認めた者をいう。

４．「作業」とは、遊具の点検をいう。

５．「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。(ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。)

６．「定期点検」とは、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士等が一定期間ごとに摩耗状況や変形ならびに経年変化等について点検する「劣化診断」と、「遊具の安全に関する規準 JPFA－S：2008」に基づき遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。

７．「精密点検」とは、分解作業や測定機器を使用して行う詳細な点検である。

８．「SP 表示認定企業」とは、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA－S：2008」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ、(社)日本公園施設業協会が定めた規格「S：2008QMS－SP 表示認定規格」を満たすマネジメントシス

テムを構築していると(社)日本公園施設業協会に認定された企業をいう。

９.「SP 点検済シール」とは、「SP マーク」を付された「点検済シール」で点検、修繕した遊具が、「遊具の安全に関する規準 JPFA－S：2008」に合致したと認められた時に、安全性の確保が維持されていることを示すために、SP 表示認定企業が貼付することができるシールをいう。

第６８条 点検の範囲

点検とは、遊具の形状を調査し、JPFA－S：2008に基づく規準診断等を行い、報告書を作成するまでの一連の行為をいう。

第２章　定期点検

第６９条 定期点検

１. 事業者は、定期点検の点検責任者を定め調査職員等に届け出る。また、点検責任者を変更した場合も同様とする。

２. 定期点検の作業は、専門の有資格者が自ら行うか、又は専門の有資格者が作業者を指導して行う。

３. 定期点検は、日常点検や点検巡視と十分に連携をとり、実施する。（日常点検、点検巡視の実施については、企画運営管理業務を参照する。）

４. 定期点検は、年２回以上実施する。ただし、虹の巣ドーム内の虹の巣ネット（大・小）においては、　別途開閉園準備時に取付金具の点検を行う。

５. 定期点検を行う場合には、あらかじめ、調査職員等から使用状況、劣化及び前回の定期点検報告書、修理経歴等の資料を入手し、点検の参考とする。

６. 点検を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行する。

７. 定期点検は、(社)日本公園施設業協会が規定する「遊具の安全に関する基準　JPFA-S:2008」に基づいて実施し、その結果について定期点検記録簿としてとりまとめ報告する。

８. 点検作業の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(社)日本公園施設業協会認定の、JPFA 検査器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定器等を使用して行う。

９. スイングボールの点検は、高所作業車を使用し、アンカー取付部、横桁内部ベアリング、チェーン固定部の点検を行う。

10. 点検作業と点検表に基づく判定は別の者がそれぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。

11. 点検責任者は、「劣化診断」による劣化判定と「基準診断」によるハザードレベルを組み合わせて総合的な機能判定を行う。その判定基準については、必要に応じ事前に調査職員等と協議をしておく。

12. 点検終了後、「合格」と判断された遊具について、「SP 点検済みシール」を貼付出来る遊具には調査職員等の承諾を受けて、点検実施時期を明記して添付する。

第３章　精密点検

第７０条 精密点検

日常点検や点検巡視、定期点検時にハザードと思われるものが発見され、特に、精度の高い診断が必要な時に専門技術者が行う。

第４章　定期点検及び精密点検時における作成書類

第７１条 作成書類

事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員等に提出する。

１）作業計画書

業務計画書に基づき、作業実施日、作業内容、作業手順、作業範囲、点検責任者名、点検担当者名、安全管理者等を具体的に定めた定期点検に関する作業計画書を作業前に作成して調査職員等の承諾を受ける。作業計画書には、点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具の取扱と処置方法、連絡手順について記載する。

２）写真帳

客観的な判断材料として、必要に応じて遊具施設の劣化や破損状況、基準の適合状況を写真に記録する。

写真は、着手前、作業状況(規準点検状況・劣化点検状況)からなり、点検表と照合できるよう、点検実施後、速やかに写真帳に整理する。

３）定期・精密点検記録簿

定期点検または精密点検の場合は、点検実施後、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA－S：2008」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき速やかに作成する。

４）その他調査職員等が指示する書類

第７編　除雪工等（園内除雪工、運搬排雪工、圧雪工、雪下ろし）

第１章　共通事項

第７２条 管理水準

除雪工等は、公園施設の利用に支障が出ないよう、別添－３０「除雪工等実施要領(案)」を参考に行う。10月～5月までの期間は、除雪体制を確保する。（除雪の実績は、別紙－３５「除雪出動実施実績（日時、日数）」参照。）

第７３条 対象施設

除雪工等の対象施設は、園内全体とする。ただし、収益施設は対象から除外する。

第７４条 管理項目

除雪工等では、対象施設に対し、以下の管理を行う。

１）園内除雪工

２）運搬排雪工

３）圧雪工

４）雪下ろし

第７５条 除雪工の作業時間の記録

作業時間の記録は、以下を原則とする。

１．機械除雪作業(ハンドガイド式除雪機を除く)は、作業日毎の実働時間で時間単位は 10 分とし、五捨六入とする。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行う。

２．ハンドガイド式除雪機及び人力除雪は、作業日毎の実働時間で時間単位は 10 分とし、五捨六入する。なお、実働時間は作業日報にて管理する。

３．運搬排雪量は、作業日毎にトラック積載量と運搬回数により算出を行う。

４．路面散布砂は、空袋管理とし、人力除雪と同様に実働時間で管理する。なお、作業日報に日々散布量、実働時間を記載する。

第７６条 滝野スノーワールドの圧雪作業時間の記録

作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入とする。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行うことを原則とする。

第７７条 附帯除雪工（春季開園準備園内・こどもの谷遊具周辺・屋根雪下ろし）

附帯除雪工の作業時間の記録は、以下を原則とする。

１．機械除雪作業(ハンドガイド式除雪機を除く)は、作業日毎の実働時間で時間単位は 10 分とし、五捨六入とする。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行う。

２．ハンドガイド式除雪機及び人力除雪は、作業日毎の実働時間で時間単位は 10 分とし、五捨六入する。なお、実働時間は作業日報にて管理する。

第７８条 運転免許等

1. 除雪トラックの運転は、大型免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者に限る。
2. 除雪ドーザ、ロータリ除雪車、小型ロータリ除雪車の運転は、大型特殊免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者に限る。
3. バックホウ、ブルドーザは、車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者に限る。なお、事業者は運転予定者の当該修了証の写しを各一部ずつ調査職員等に提出する。
4. 圧雪車の運転は、大型特殊免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得しており、圧雪車運転経験もしくは圧雪車に類似する機械の運転経験があり、経歴等を業務責任者が確認し、承諾した者とする。また、圧雪作業を支障無く遂行できる運転技術を有するものでなくてはならない。なお、事業者は圧雪車の運転予定者の機械運転経歴書の写しを各一部ずつ提出する。

第２章　除雪工

第７９条 除雪工

別添－３０「除雪工等実施要領(案)」を参考にして行う。

第８編　開閉園準備

第１章　共通事項

第８０条 管理水準

春季開園準備においては、冬季の施設の養生を撤去し、開園後の利用に支障のない状態にする。

冬季開園準備においては、冬季間施設が破損しないよう適宜養生、撤収等を行う。

開閉園準備は、公園施設の利用に支障が出ないよう、別添－３１「開閉園準備実施要領(案)」を参考に行う。（別添－３１「開閉園準備実施要領(案)」、別添－３２「遊具取扱説明書」参照。）

第８１条 対象施設

対象施設は下記の施設である。

(1) 溶岩滑り台・同ゲート
(2) オレンジエッグ
(3) フワフワエッグ
(4) フワフワエッグバタフライ弁
(5) マウントコニーデ
(6) 光の遊具
(7) スイングボール
(8) 標識
(9) りすの散歩路(トンネル)
(10)りすの散歩路(ジャングルジム)
(11)木登りネット
(12)こかげネットＡ，Ｂ
(13)森の吊橋
(14)トロッコ遊具・材木飛ばし・こもれびネット
(15)ありの巣トンネル
(16)秘密の抜け道
(17)ねずみのみちロープ柵
(18)森の教室
(19)トロッコ橋展望台横便所
(20)天文台
(21)森見の塔
(22)ワックスルーム(2 棟)
(23)中央口Ｂ棟
(24)中央口クロスポイント
(25)歩くスキースタート・ゴール看板
(26)第 1・第 2 ロープトウ防護柵
(27)玉入れ場スノコ
(28)鯉のぼりポール(8 ケ所)
(29)積雪柵（展望台から天文台間脱色アスファルト園路（地点Ａ)）
(30)積雪柵（展望台裏幹線園路（地点Ｂ)）

(31)積雪柵（やまびこトンネル上幹線園路（地点Ｄ））
(32)積雪柵（やまびこトンネル上幹線園路（地点Ｅ））

第８２条 管理項目

1）春季開園準備

①遊具等設置及び雪囲い（養生）撤去

②建物雪囲い（養生）撤去

③スノーワールド撤去

④積雪柵撤去

⑤資材の搬出・搬入撤去

2）冬季開園準備

①遊具等撤去及び雪囲い（養生）設置

②建物雪囲い（養生）設置

③スノーワールド準備

④積雪柵設置作業

第２章　開閉園の準備

第８３条 開閉園の準備

別添－３１「開閉園準備実施要領(案)」を参考にして行う。

第９編　園内清掃、公園内建物清掃

第１章　共通事項

第８４条 管理水準

公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要があり、本公園の利用状況に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するとともに、周辺地域に配慮した実施時期の調整を行う。

第８５条 対象施設

対象区域は全園を区域とする。ただし、(収益施設運営規定書第３条に定める) 収益施設は除く。(別紙－３３「清掃箇所、方法及び頻度等」参照。)

・休憩所

・便所等

・池・流れ清掃等

・園路・広場の舗装部

第８６条 管理項目

・休憩所清掃工

・便所清掃工

・工作物清掃工

・定期清掃工

・ゴミ回収運搬工

・臨時清掃工

第２章　休憩所清掃工

第８７条 休憩所清掃工

１．床、壁面、天井等は、はき掃除、ふき掃除を行い、利用者に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄する。

２．くもの巣、ハチの巣、ガムのかす等がある場合は、速やかに取り除く。

３．清掃対象箇所に設置されている展示物等は、必要に応じ清掃する。

４．清掃箇所及び実施頻度等は下表の通りとする。(別紙－３３「清掃箇所、方法および頻度等」参照)

５．使用頻度、汚れ度合によっては、清掃回数を増やす。

清掃箇所	実施頻度
四阿、中央口休憩所、東口レストハウス、こどもの谷休憩所等	1回/日

第３章　便所清掃工

第８８条　便所清掃工

１．清掃中は、利用者の利便性に配慮する。

２．衛生器具(便器、手洗い器等)、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を適切な方法と頻度で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等はすぐに対応する。
３．ホルダー内に常時ペーパーがあるように補充する。
４．清掃箇所（別添－２７「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備(位置図)」3 便所位置図）及び実施頻度等は下表の通りとする。
５．使用頻度、汚れ度合によっては、清掃回数を増やす。

清掃箇所	実施頻度
中央口休憩所（管理棟）、東口レストハウス、こどもの谷休憩所等	1回/日

第４章　工作物清掃工
第８９条　園内清掃
１．対象区域は全園を区域とする。ただし、収益施設は除く。
２．拾い清掃による紙くず、空き缶等の除去や掃き掃除による土ぼこり、落ち葉等の除去により、園路(園地・植栽を含む)や側溝、遊具等の工作物をきれいな状態に保つ。
３．Ｕ型溝、排水桝等の排水設備の性能を維持するため、適宜点検を行うとともに、溜まった落ち葉、土砂等を除去する。
４．公園利用者が直接触れるベンチやテーブル等は、汚れやコケ、鳥の糞が無いよう水拭き等の清掃を行い、同時にささくれ、がたつき等による危険箇所の確認を行う。
５．くず籠や喫煙場所の吸殻等の清掃を随時行う。
６．池等の水面のごみや落ち葉等を網等で随時除去する。
７．外灯、時計や温度計、駐車場管制、監視カメラ等の設備について、汚れがひどい場合には清掃を行う。
８．大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際に業務責任者の判断により当該箇所を清掃する。
９．実施頻度は下表の通りとする。

実施頻度	
最繁忙期（4月～5月）	１回／日
繁忙期（10月～11月）	
通常期（6～9月、3月）	
閑散期（12月～2月）	土･日･祝日;１回／日、平日;１回／週

１０．作業時間は業務責任者の判断による。なお、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、必ず調査職員等に報告し、その指示に従う。

第５章　定期清掃工

第９０条 計画

事業者は、作業計画において使用機械、作業方法等の変更が生じた場合は、事前に調査職員等と協議する。

第９１条 定期清掃

内容は次のものとする。

１．ワックス塗布

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
研修棟(362 ㎡)	2回/年
ボランティア棟(234 ㎡)	
軽食コーナー休憩スペース(100 ㎡)	
ロッジゆきざさ休憩スペース(2F) (62 ㎡)	
カントリーハウス休憩室(1F) (58 ㎡)	
森の情報館受付・森の情報館展示室 B1F・スタッフルーム・授乳室(2F) (27 ㎡)	

２．天然木フローリング清掃（木材保護着色剤使用）

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
森の交流館・ツリーハウス(539 ㎡)	1回/年

３．クリーニング

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
カントリーハウス内１Ｆカーペット(127 ㎡)	2回/年
虹の巣ドーム内ウレタン床(208 ㎡)	

４．強力掃除機清掃

強力掃除機清掃は、ネット素材を損傷させない柔軟なブラシを用いて、ネットの隙間の埃等を除去する。

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
ざぶとん遊び　18 個（36 ㎡）	2回/年

５．水あらい

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
虹の巣ネット（大・265 ㎡、小・20 ㎡）	2 回/年
ぶら下がりボール　1 本、ネット 6 本(33 ㎡)	

６．オゾン式脱臭

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
虹の巣ドーム内	2 回/年

７．機械洗浄

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
フワフワエッグ	1 回/年

８．池・流れ清掃等

（１）ポンプを停止し池部の排水を行った後、ごみ類や夾雑物、汚泥を除去し、池の底部、側面部、景石等をブラッシングする。

（２）底部、側面部、景石等の汚れを所定箇所へ処理した後、池部への給水ポンプを始動する。

（３）清掃箇所及び実施頻度は下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度	
せせらぎ水路	5 月、6 月、9 月	1 回/月
	7月	2 回/月
	8月	4回/月

９．幹線園路清掃工(機械)

（１）幹線園路を路面清掃車にて清掃する。

（２）回収した砂等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に準拠し、適正に処理する。

（３）また、作業中においては誘導員を１名配置し、安全を確保する。

清掃内容等	実施頻度
路面清掃(路面清掃車)	2 回/年

１０．幹線園路雨水桝清掃工（機械）

（１）幹線園路の雨水桝を側溝清掃車で清掃する。

（２）回収した土砂等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に準拠し、適正に処理する。

清掃内容等	実施頻度
雨水桝清掃 （収益を除く）	1回/年(春)

１１．人工桝清掃

(１)機械が入らない園路及びカントリーガーデンの集水桝の土砂等を除去し、清掃する。

(２)回収した土砂等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に準拠し、適正に処理する。